

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 30 日

京都府知事 殿



提出者

住所 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号

氏名 株式会社ピーエス三菱 大阪支店
藤原 博之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6881-1170

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ピーエス三菱 京都府管轄区域内事業場
事業場の所在地	京都府管轄区域内（京都市を除く）
事業の種類	D06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

産業廃棄物処理計画における目標値

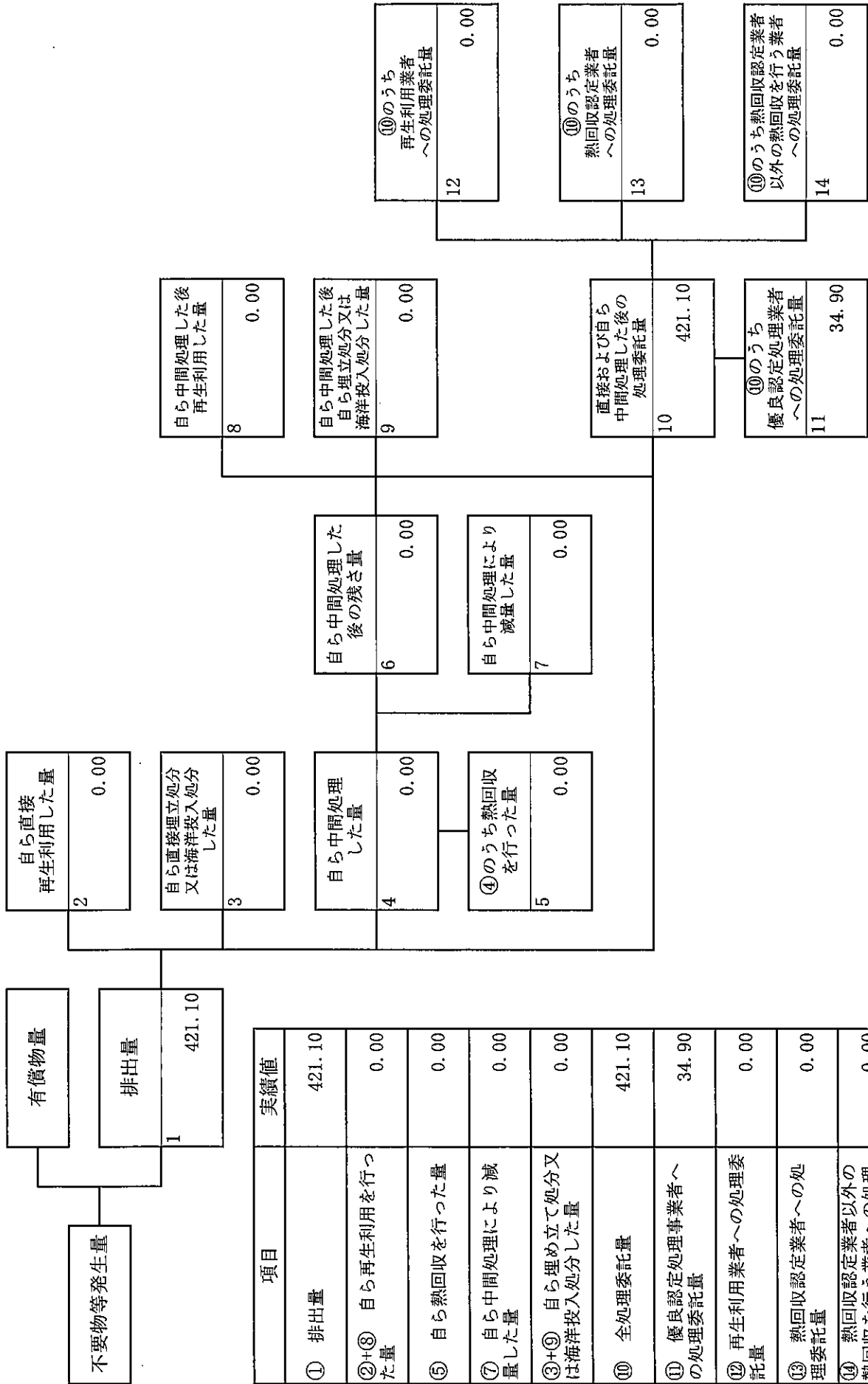
項目	目標値	項目	目標値
排出量	550 t	全処理委託料	550 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	250 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	300 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

株式会社ピーエス三菱	株主名簿記載の支店	大阪支店	安全品質環境室	協 拓矢	06-6881-1171
------------	-----------	------	---------	------	--------------

産業廃棄物の種類	排出量	自ら処理した廃棄物に関する事項					委託処理した廃棄物に関する事項									
		中間処理を含まない			中間処理を含む		自ら処理した後の処理委託量			(委託先の区分ごとの処理委託量)						
		自ら再生利用を行った量	自ら焼立又は海洋投入した量	自ら中間処理を行った量	中間処理後の焼さ量	中間処理後のうち焼立又は海洋投入量	中間処理後の再生利用量	全処理委託量(白紙計算)	うち議員認定業者への委託量	再生利用業者	認定熱回収業者	認定業者以外の熱回収業者	その他の中間処理業者	理立処分業者		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1 がれき類	421.10t						0.00t			421.10t	34.90t				421.10t	
2 廃プラスチック類	55.30t						0.00t			55.30t	14.70t				55.30t	
3 紙くず	11.40t						0.00t			11.40t	1.20t				11.40t	
4 木くず	224.90t						0.00t			224.90t	45.60t				224.90t	
5 金属くず	0.00t						0.00t			0.00t					0.00t	
6 ガラスくず等	1.60t						0.00t			1.60t	0.00t				1.60t	
7 安定型混合廃棄物	0.00t						0.00t			0.00t					0.00t	
8 管理型混合廃棄物	67.60t						0.00t			67.60t	11.90t				67.60t	
9 汚泥	0.00t						0.00t			0.00t					0.00t	
10 石綿混合産業廃棄物	0.00t						0.00t			0.00t					0.00t	
11							0.00t			0.00t					0.00t	
12							0.00t			0.00t					0.00t	
13							0.00t			0.00t					0.00t	
14							0.00t			0.00t					0.00t	
15							0.00t			0.00t					0.00t	
合計	781.90t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

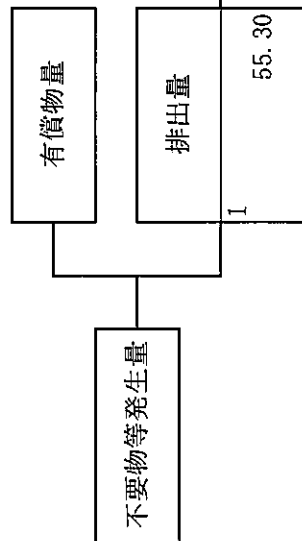
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)

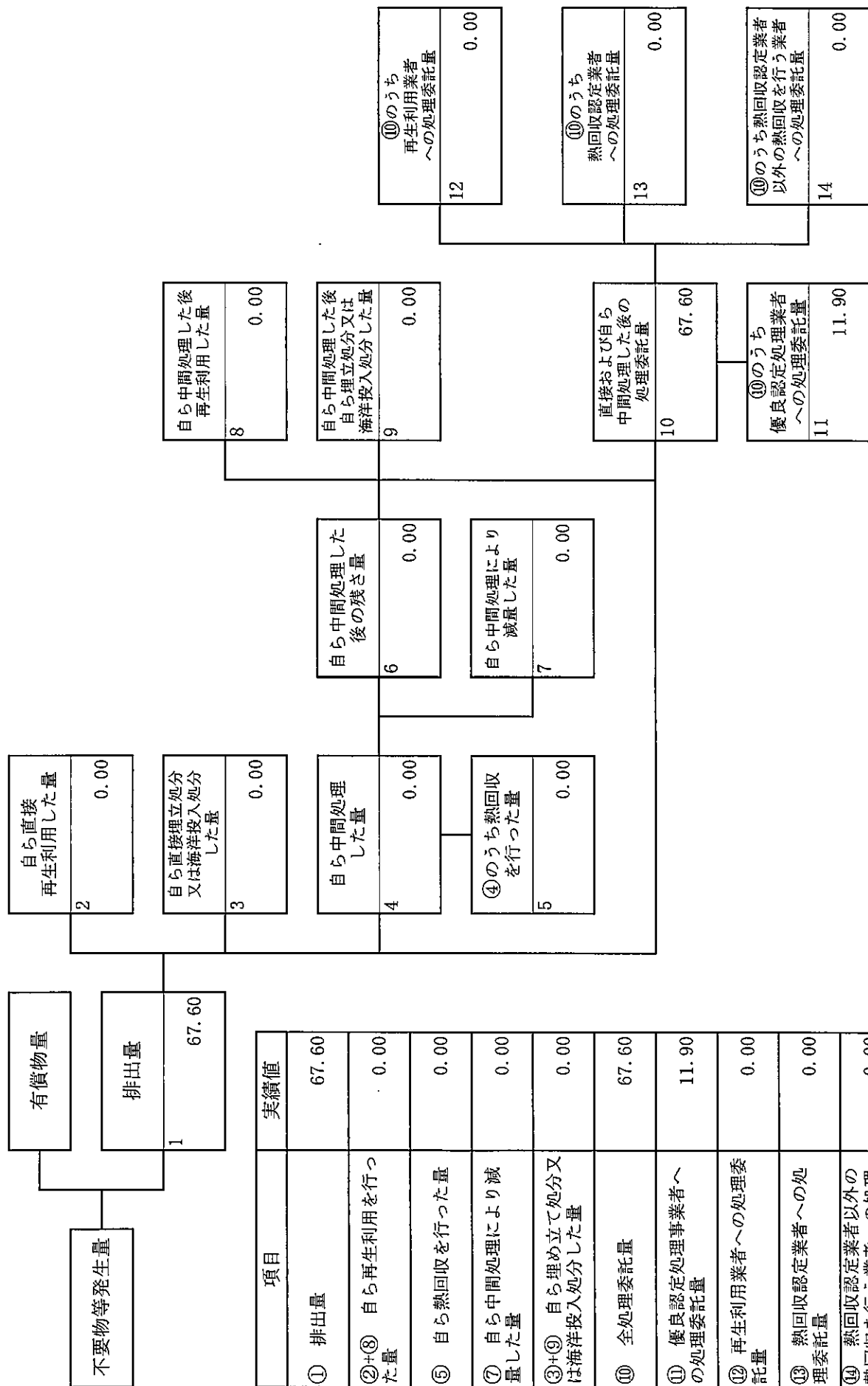


項目	実績値
① 排出量	55.30
②+③ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+④ 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分した量	0.00
⑩ 全処理委託量	55.30
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	14.70
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

2	自ら直接再生利用した量	0.00
3	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00
4	自ら中間処理した量	0.00
5	④のうち熱回収を行った量	0.00
6	自ら中間処理した後の残ざ量	0.00
7	自ら中間処理により減量した量	0.00
8	自ら中間処理した後再生利用した量	0.00
9	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00
10	直接および自ら中間処理した後の処理委託量	55.30
11	⑩のうち優良認定処理事業者への処理委託量	14.70
12	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0.00
13	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0.00
14	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

計画の実施状況

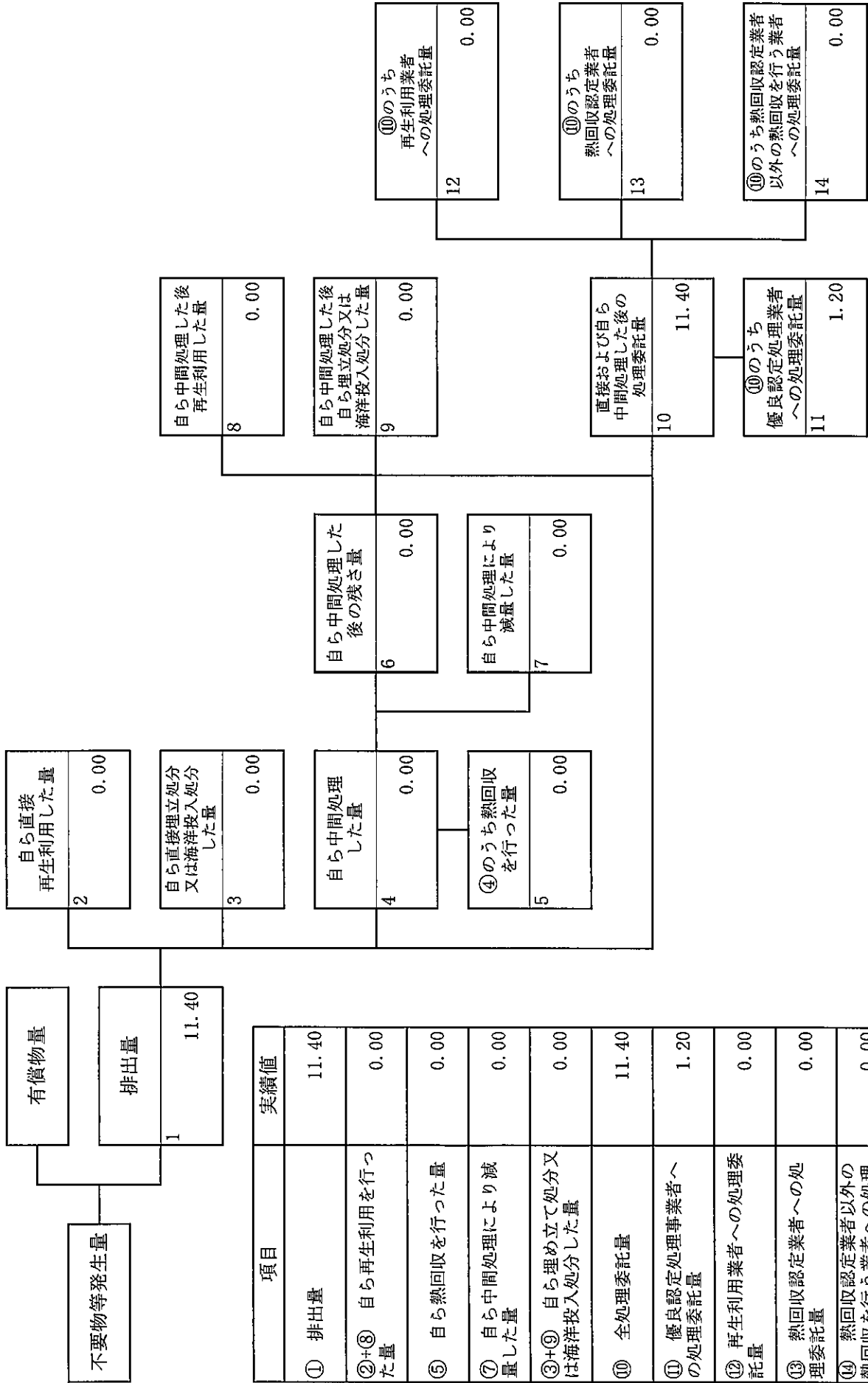
(産業廃棄物の種類： 管理型混合廃棄物)



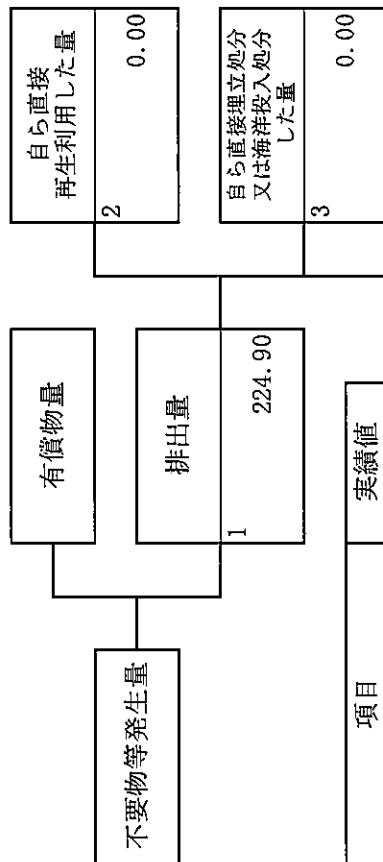
項目	実績値
① 排出量	67.60
②+③ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+④ 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分した量	0.00
⑩ 全処理委託量	67.60
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	11.90
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

(産業廃棄物の種類： 紙くず)

計画の実施状況



計画の実施状況



項目	実績値
① 排出量	224.90
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨ 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分した量	0.00
⑩ 全処理委託量	224.90
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	45.60
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

④のうち熱回収を行った量	5	0.00
自ら中間処理した量	4	0.00
自ら中間処理した後の残さ量	6	0.00
自ら中間処理により減量した量	7	0.00

自ら中間処理した後 再生利用した量	0.00
8	

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	9	0.00
------------------------------------	---	------

10	直接および自らの 中間処理した後の 処理委託量	224.90
----	-------------------------------	--------

⑩のうち 優良認定処理業者 への処理委託量	45.60
11	

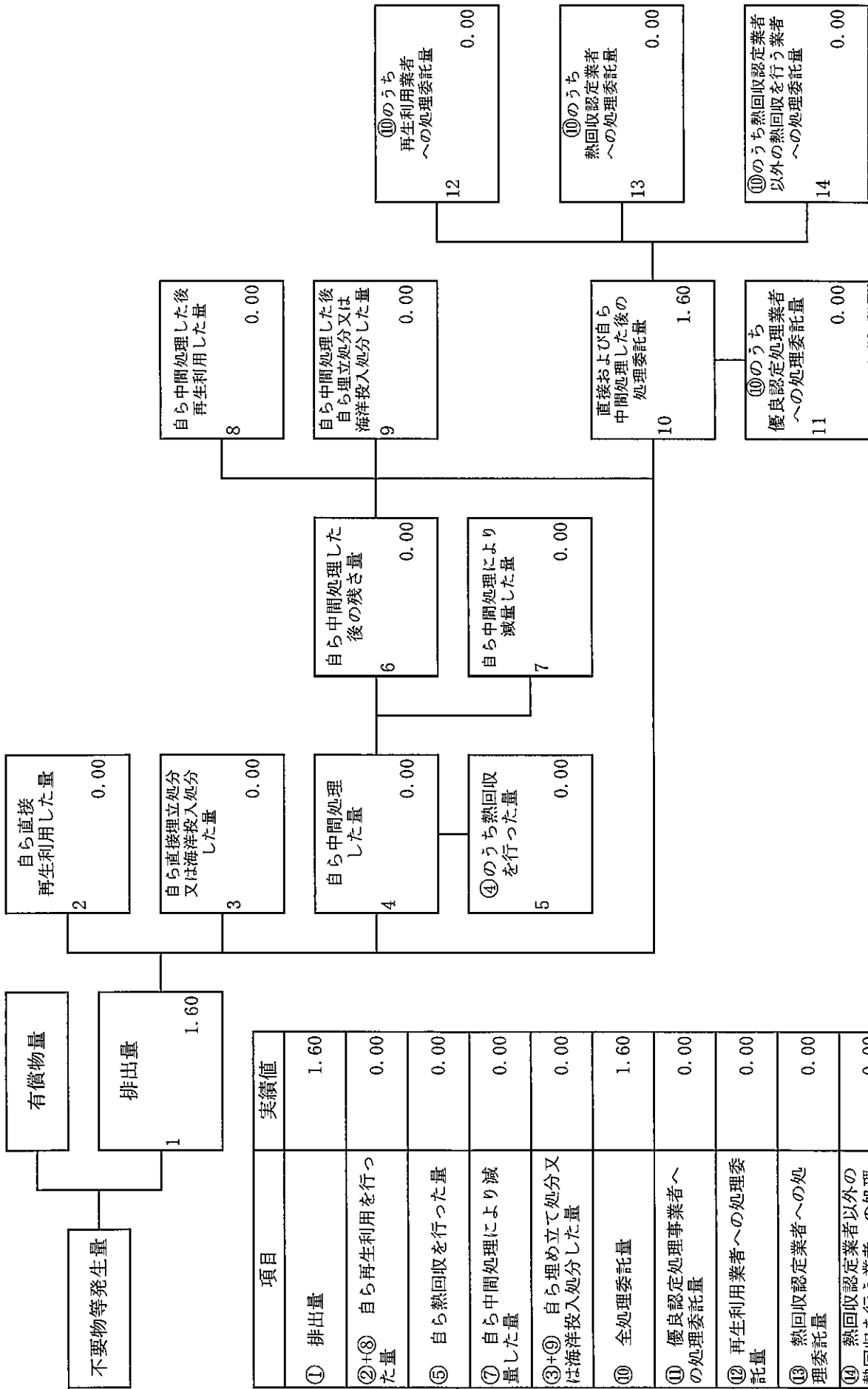
⑩のうち 再生利用業者 への処理委託量	0.00
12	

⑩のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	
13	0.00

⑩のうち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	14	0.00
---------------------------------------	----	------

(産業廃棄物の種類： ガラスくず等)

計画の実施状況



項目	実績値
① 排出量	1.60
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+④ 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分した量	0.00
⑩ 全処理委託量	1.60
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	0.00
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理した後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況が明らかにした書類を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。